

# 子どもと教育・文化 道民の会

## 会報

発行日 2022年 7月29日

発行責任者 共同代表

姉崎洋一 井上大樹

加藤多一 河野和枝

事務局 〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目

北海道高等学校教職員センター

3階

TEL 090-9523-4396

FAX 011-663-0457

メールアドレス:

kodomotokyoiiku@gmail.com

ホームページ:

kodomotokyoiiku.jimdo.com

### 会員のみなさん

いかがお過ごしでしょうか。

「会報 No47」でお知らせした通り、5月21日「第15回総会」をコロナ禍ではありましたが、オンラインにて開催することができました。

総会では、第14回以降のとりくみを振り返りながら2022年度の活動方針・役員体制を決めた他、姉崎共同代表より「記念講演」をいただき最新の学習もできました。

今回の「会報 No48」では総会報告とともに、下記の方々執筆していただきましたのでご一読ください。

また、会報最終ページには、【事務局からのお願い】を掲載していますので、是非ご覧ください、メールアドレスの登録などお願いいたします。  
(事務局 柳 悌二)

### 【会報記事】

#### 1. 第15回総会報告

#### 2. 第15回総会記念講演ダイジェスト

『子どもたちが尊重される社会をめざして ～いかそう子どもの権利条約』

共同代表 姉崎洋一（北海道大学名誉教授）

#### 3. こどもにやさしいまちづくり事業（CFCI）とは

共同代表 井上大樹（札幌学院大学）

#### 4. 「ゆきとどいた教育の実現を求める全国署名」にご協力ください

道端剛樹（ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会事務局）

#### 5. 「いまこそ少人数学級は国の責任で加速させよう」

梶木康展（千歳市立信濃小学校）

#### 6. 増山均講演より

いま、子ども・子育てに何が求められているか

—子ども期の保障と子ども観・子育て観の問い直し—

谷 光（代表世話人、子どもの権利委員会）

#### 7. 「まおい学びのさと小学校教育の思い、めざすもの」

特定非営利活動法人まおい学びのさと 代表理事 細田孝哉

#### 8. 【事務局からのお願い】

## 【第15回総会 報告】

2022年5月21日、「子どもと教育・文化 道民の会 第15回総会」を開催しました。コロナ禍でもあり、オンラインでの開催となりました。

総会は、本間康子事務局員の司会進行のもと、井上大樹共同代表の開会あいさつから始まり、第1部では姉崎洋一共同代表から『子どもたちが尊重される社会をめざして ～いかそう子どもの権利条約』と題して、約1時間ほどの記念講演をしていただいた後、第2部総会議事を行いました。

以下、その概要を報告します。

### 【「開会のあいさつ」 井上共同代表】

皆さんこんにちは共同代表の井上大樹です。開会の挨拶を行います、よろしくお願いいたします。

今日は、この総会の前後にもいろいろな催し物や総会などと重なり会っているような日、お忙しいなかご参加されている方も多いかと思います。

コロナ禍の中で子どもたちをめぐるますます困難な状況に置かれているということがあります。そしてその困難がひどくなる子どもたちであればあるほど子供たちの様子が見えにくくなっています。子どもたちに対する暴力や抑圧・格差等々いろいろな困難な厳しい生活を強いられているという状況も徐々に見えてきていることもあります。

一方で政策も含めて、例えばヤングケアラーだとか、子どもの育ちに困難を与える様々な環境条件についてはかなり踏み込んだ改革というものを社会の大きな動きの中で行われていることもあると思います。その辺りの厳しい話も希望の見える話も、この総会で改めて交流する中で、道民の会の今後1年間のとりくみについて話し合っていければと思っています。

この後姉崎共同代表の講演や話し合いの中から、明日の子どもたちのことについて話し合っていければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

### 【第1部 記念講演ダイジェスト】

記念講演ダイジェストは、7ページから掲載します。

### 【第2部 総会】

第2部総会では、柳事務局長から「第15回

総会議案」に基づいて提案された後、討議・交流など行われました。

### 〈柳事務局長提案の主な内容〉

#### 【第14回総会以降のとりくみを振り返って】

1. 第14回総会で確認した「大切にしたい視点」として

①憲法・47教育基本法・子どもの権利条約にもとづき、「国連第3回最終所見」、「第4・5回政府報告書」批判と「市民NGO報告書（カウンターレポート）」までの到達点（世取山講演ブックレット）に立ち、子どもたちが大切にされる学校・地域づくりをすすめる視点

②困難な状況にある震災地域の復興や放射能から子どもを守る視点

③乳幼児期から青年期までの子どもの実態を明らかにするとともに子どもたちの発達保障を大切にする視点

④子ども・教育に関わる様々な個人・団体との共同をこれまで以上に広げる視点

⑤全道各地での子育て・教育の活動について、地域集会（教育のつどい）はじめ情報交流をはかるとともに調査研究活動をすすめる視点

⑥「道民の会」会員の思い・要求の実現と「道民の会」会員拡大を広げる視点

としてきたが、この視点に立って、第14回以降のとりくみについて振り返る。

2. 具体的な主なとりくみについて

（1）「子どもの権利条約をまもり生かすとりくみ」では、「講演会・シンポジウム」などを開催してきた。

◎2019年は、5月「子どもの権利条約を

考える part3」世取山さんを講師として行ない、国連子どもの権利委員会が示した「第4・5回最終所見（勧告）」の理解を深めながら「この勧告をどう生かしていくのか」学習した。

◎6月「札幌市未来局出前講座」「札幌市子どもの権利条例施行10周年を検証する『子どもに関する実態・意識調査』結果から見えるさっぽろの子どもたちのいま～」の初開催、10月「さっぽろフェスタ2019」の開催、11月「全道合研」にとりくんだ。

◎2020年は、1月当初からの「コロナウイルス感染拡大」が猛威を振るってきた関係もあり、1月谷光さん（代表世話人）を講師とした学習会「さっぽろ子どもの権利条例施行10周年を検証する」を開催できた。

◎2021年は、「さっぽろ子ども若者白書2020」が発刊された。（道民の会会員も参加した）

◎また、白書発刊の記念シンポジウムとして6月「赤ちゃん（乳幼児期）と『札幌市子どもの権利条例』」、9月「学童保育の子どもたちと『札幌市子どもの権利条例』」などがオンライン開催で行われ、道民の会も共催団体となった。

◎10月「さっぽろフェスタ2021」では、「札幌市子どもの権利条例 一できたこと、できなかったことー」やシンポジウム「子どものことは子どもに聴く 一子どもたちの本音を大人は知ってるの？」にとりくみ、札幌市子どもの権利条例の検証や「コロナ禍における子どもたちの思い・声を聴く」とりくみをすすめた。

◎2022年は、2月ミニ学習会「子ども家庭庁を考える」を行った他、子ども若者白書シンポ第4弾「子ども・若者の声を聴こう 思春期・青年期篇」「増山均講演・リレートーク」に共同団体として参加した。

この3年間のとりくみでは、第14回総会で確認した「大切にしたい視点」を重視し、  
\*子どもの権利条約にもとづき、子どもたちが大切にされる学校・地域づくりをすすめること  
\*乳幼児期から青年期までの子どもの実態を明らかにし、子どもたちの発達保障をすすめる。  
\*子ども・教育に関わる様々な個人・団体との共同をこれまで以上に広げること  
に積極的にとりくむことができた。

また、初めて札幌市子ども未来局との学習交流もできたこと、今後行政担当者とのつながりをつくっていくうえでも重要だった。

(2)「北海道の教育の現状と課題」について調査・研究・提言する活動について

◎2019年7月参議院選挙にかかわって、6月「立候補予定者に対する『子育て・教育に関するアンケート』」にとりくみを行い、会報No.41や記者レク等で、各党・各候補者の考え方など参議院選挙資料として示すことができた。このアンケートには、公明党以外の政党・候補者から回答が寄せられた。

◎また、コロナ禍の中で、2021年5月「札幌市への『新型コロナ関係要望書』」の呼びかけに賛同した（賛同団体76団体）、6月「20人以下学級北海道アクション」署名（よびかけ人に 姉崎・河野共同代表）に賛同、8月「ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会『署名』」の会員への呼びかけなどを行い、「少人数学級実現・教育予算増額」などの教育条件改善の活動にとりくんだ。

しかしながら、福祉・医療関係者の協力を得て、「北海道の教育を考えるプロジェクト」をつくり、可能なところから情報発信するとしていたが、とりくむことができず今後の課題となっている。

(3) 会員への情報発信や地域での教育集会について

①会報の発行について

会員への情報発信として、会報の定期的な発行にとりくんできた。会報は、2019年～22年の間で、9号発行した。（19年4号、20年2号、21年2号、22年1号）

会報では、教育政策にかかわる問題から子どもたちと直接かかわる会員の方々の実践報告など多彩な記事を編集することができている。学生も含めて若い方からの投稿や地域での活動報告なども掲載することができた。会員からは、「とても学習的な内容で読みごたえがある」などの声も寄せられている。

②ホームページには、会報のバックナンバーを掲載した。内容の充実が課題となっている。

③前総会では、全道各地の会員とつながりを深め、各地方・地域単位での子育て・教育懇談会開催をめざしとして、具体的には「旭川集会」を予定し現地会員への働きかけをすすめたが、多忙とコロナ禍の中で、開催には至らなかった。

#### (4) 会員拡大について

現在の会員数は、個人311 団体9 合計320となっている。このうちの会費納入者は、個人229 団体9 合計238である。

会員数は、減少している。

#### (5) 会計決算について

◎「収入の部」では、

前年繰り越し1,004,130円、上記会員238名・団体からの会費納入で1,251,000円その他、ブックレット普及・カンパなどを含めて、合計2,474,630円となった。

◎「支出の部」では、

会報発行費394,228円、講演会等の事業費175,786円、他事務局活動費・会費振込手数料など合計982,059円。

支出の部分では、前回総会から3年以上経過しているため、第14回総会予算案(単年度を想定)に比べ支出が大幅に超えている項目があった。

◎「次年度への繰越金」は、1,492,571円となったことを報告。

## 【2022年のとりくみについて】

1. 前回総会に引き続き、「大切にしたい視点」を以下のとおりとする。

①憲法・47教育基本法・子どもの権利条約にもとづき、子どもたちが大切にされる学校・地域づくりをすすめる視点

②東日本大震災・コロナ禍・ロシアによるウクライナ侵略などがもたらしている子どもたちへの影響や実態・子どもたちの声を明らかにするとともに、子どもたちの発達保障を大切に  
する視点

③子ども・教育に関わる様々な個人・団体との共同をこれまで以上に広げる視点

④全道各地での子育て・教育の活動について、会員とのつながりをはかりながら、地域でのとりくみなどの情報交流をすすめる視点

⑤「道民の会」会員の思い・要求の実現と「道民の会」会員拡大を広げる視点

## 2. 具体的なとりくみについて

(1) 子どもの権利条約を守り生かすとりくみをすすめる。

①「子どもの権利条約」の各条文についての具体的な事例も含めて学習をすすめる。

◎国連「第4・5回最終所見」の理解を深める  
◎子どもたちの諸権利、特に、第3条 最善の利益、第6条生存発達の確保、第12条意見表明権、第19条虐待・放任からの保護、第23条障害児の権利、第27条生活水準への権利、第29条教育の目的、第31条休息・余暇・遊び)などの検討をすすめる。

②子どもたちの声や意見・要求を聴きとることを重視したとりくみを企画する。

③11月「全道合研」に向けて、「校則問題」についての議論をすすめる。

④「子どもの権利条例」制定自治体の現状と課題について、調査研究や交流をすすめる。

札幌市・奈井江町・芽室町、幕別町、北広島市、士別市の自治体担当者や地域住民・会員との交流などをすすめる。

⑤「子どもの居場所づくり」にかかわる方々からとの懇談・学習・交流をすすめる。

(2) 子どもたちのおかれている現状から出発し、子どもの声・思いに寄り添いながら、学校・地域からの共同のとりくみをすすめる。

①「さっぽろ子ども・若者白書」の普及やあらたな「白書づくり」に賛同し、全道各地の子どもたちの現状について調査・検証のとりくみをすすめる。

②引き続き「さっぽろ<子育て・教育>市民フェスティバル」「全道合研」などに、共同してとりくむ。

③引き続き、国連子どもの権利委員会への「第4・5回報告書」及び「市民NGO報告書」「予備審査」の経過を詳細に記した「世取山講演会ブックレット」の普及・学習をすすめる。

(3) 教育条件改善などについて、「ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会」の「教育全国署名」のとりくみや諸活動に協力してとりくむ。

- ① 様々な教育実践・学校づくりを学習・交流し、子ども・保護者・教師・地域の共同による学校づくりをひろげる。
- ② 小・中・高における機械的な統廃合計画に反対するとともに、少人数学校実現、給付型奨学制度の拡充・教育の無償化、「教員不足問題改善」など、教育条件改善のためのとりくみをすすめる。
- ③ 子どもの医療費無料化など安心してらせる制度の充実を求めとりくむ。
- ④ 「大学改革」の現状と課題にかかわる学習を深めるとともに、「学問の自由・大学の自治」を大切にするとりくみをすすめる。

(4) 子どもと教育・文化にかかわる多くの団体個人と共同をひろげる。

- ① オンラインを活用して、全道各地の「子育て教育にかかわる」人たちの交流懇談をすすめる。
- ② 全道各地でとりくまれている「子育て・教育の実践から学ぶ」機会をつくり、各地からの実践など学習する場をつくる。  
「子どもにやさしいまちづくりなどを推進している」まち（ニセコ・安平など）との交流をすすめる。
- ③ 全道各地の会員とつながりを深め、各地方・地域単位での子育て・教育交流会開催をめざす。
- ④ 文化活動を重視して子どもたちと関わる「たのしく、華やかな」事業の開催をめざす。

(5) 国や自治体等がすすめる「子育て・教育にかかわる施策」について、学習や提言をすすめる。

- ① 「北海道の教育の現状と課題」について調査・研究・提言する活動を重視しとりくむ。
- ② 国政選挙においては、各政党（会派）・立候補者の政策を聞きとるとともに、憲法・子どもの権利条約（条例）がより一層生かされる機会となるようとりくむ。
- ③ 政府・与党がすすめる「子ども家庭庁」にかかわる学習や「子どもの権利条約」にもとづくとりくみをすすめる。

(6) 「道民の会」を強化拡大について

- ① 会報の発行を季刊として定期発行する。  
(6月9月12月3月を目途に)
- ② ホームページ（フェイスブックなど）を充実し、会員同士も含め情報交換できるようにすすめる。
- ③ 全道各地から「地域連絡員」「地域事務局員」「地域通信員」を募集する。
- ④ 会員のみなさんの住んでいる地域の様子をレポートしておくってください。
- ⑤ 会員のみなさんの思い・要求などを通信してください。
- ⑥ 会費納入率を高める努力をする。
- ⑦ 会員の拡大をすすめる。
- ⑧ 事務局体制の強化をめざす。

事務局員の拡大・事務局会議の定例化

## 【2022年度役員について】

( ) は主な所属 \*50音順

共同代表

姉崎洋一（北海道大学名誉教授）

井上大樹（札幌学院大学）

加藤多一（童話作家）

河野和枝（さっぽろ子育てネットワーク代表）

代表世話人

石岡伸子（新婦人道本部・担当 秋月）

尾張 聡（道高教組）、川村安浩（道教組）

國田昌男（伊達市）、佐藤博文（弁護士）

谷 光（子どもの権利委員会）

柳 憲一（子どもセンター）

事務局長 柳 悌二

事務局

梶木康展（道教組・小学校教諭）

道端剛樹（道高教組・高校教諭）

大口久克（せたな町）・沢村紀子

本間康子（高校教諭）・真鍋和弘

本宮厚子・山内 雅

以上、事務局長提案のすべてが承認されたことを報告します。

新役員になられた國田さん大口さんからコメントをいただきました。（次ページ）

## 【新役員紹介】

代表世話人 國田昌男（伊達市）

この度、柳事務局長のすすめで代表世話人になった國田昌男といたします。元教員で定年退職して早5年になります。退職早々、大きな手術をしたため、何事にも慎重に活動しています。

この間、現職教員のお手伝いと思って、ゆきとどいた教育の活動を地元（西胆振3市3町）で行っています。教育全国署名を街頭や伝手を使って集めたり、先生たちはもちろん自分の勉強にも講演会の企画（内田良さん、鈴木大裕さん、前田賢次さん、今年は千堂あきほさん）を行ったりしています。後援会には教員や保護者はもちろん、議員や教育委員会の職員も顔を出してくれます。意見書を国や道にあげる取り組みも行いますが、地元議員のみなさんにお世話になるので、日頃のお付き合いや議会の傍聴は可能な限り欠かさないようにしています。

議員の方々は現場の声を欲しています。変形労働制導入の反対や少人数学級の実施、GIGAスクール構想、新学習指導要領などで、そのお手伝いをしました。そして今、中学校の部活動の地域移行についての声を必要としています。

トップダウンではなくボトムアップの政策が学校には必要だと考える議員の方々と現職教員の仲を取り持つことに面白みを感じています。道民の会が多くの方に認知されるようお手伝いをしていきたいと思えます。

以上

事務局 大口久克（せたな町）

近況を報告しながら自己紹介といたします。

私は中学校の現場を退職後、出身町の教育委員会に勤務し3年目となりました。町内の小学校・中学校計6校を回りながら、校長先生や教頭先生と課題解決の相談活動をしています。

要対協（要保護児童対策地域協議会）の会議への参加、特別な配慮を要する子どもたちの就学のことなど、現職の頃はなじみの少なかったことにかかわることが多くなりました。そのた

びに養育に困難をかかえる家庭への配慮のことや、子どもの成長と発達の間筋について、現実的な事例に沿って検討し合う。子どもたちの最善の利益のための方策を考えることは、毎回毎回、私自身の学びの場となっています。

会議に参加するたびに、一人の人間が生きることを支えるために、学校教育だけではない、保健師、保健福祉課障害担当者、児童相談所等、福祉分野の方々の役割について目の当たりにすることになりました。教育と福祉の出会い。現職の頃にはあまり感じなかったことでした。「生きる、を励ます」とは社会保障であることを改めて実感することになっています。

我が町では、檜山で初めての「移動型」のスクールアドバイザー（以下SA。SCとSSWの役割を担う）が教育委員会に配置され3年目となります。「移動型」というのは、不登校等の課題解決に向けて、SAが学校への訪問はもとより各家庭にも出向き、子どものみならず保護者との面談を継続するということです。

そして、昨年度開設した不登校の中学生の学びの場としてのサードスペース（適応指導教室）。このSAが週1回2時間、この学びの場で中学生の発達の要求に応じた学習に寄り添っています。

ありがたいことにこの適応指導教室には教育長も積極的にかかわっています。「そば打ち名人」と内外から評される教育長。その技術を生かし、ソーメンづくりを適応指導教室で実施しました。また、あるときにはにぎり寿司づくりも中学生徒とともに。子どもをまるごととらえる。そのためにはカウンセリングのみならず、活動をともにすることは大切なことです。

教育行政のトップが不登校の子どもたちと料理を通じて触れ合う。そこでの「子ども理解」は教育行政としての施策を考える際にとっても重要なことではないでしょうか。

この4月、適応指導教室を巣立った3人は、私学の高校、通信制高校と進みました。子ども達の学びの場、成長の場は、「学校」だけでなされるものではありません。教育機会確保法の理念の実現をわが町でも少しずつと考えている今日この頃です。

## 第15回総会記念講演ダイジェスト

### 「子どもたちが尊重される社会をめざして ～いかそう子どもの権利条約」

共同代表 姉崎洋一（北海道大学名誉教授）

共同代表の姉崎です。よろしくお願いします。

#### 1. 増山講演を引き継いで

先日4月24日に、「さっぽろ子ども若者白書つくる会」とともに開催した「子ども・若者の声を聴こう！講演会&リレートーク」の中で、早稲田大学の増山均さんが「いま、子ども・子育てに何が求められているか 一子ども期の保障と子ども観・子育て観の問い直し」と題してお話しされました。増山さんは、子どもの権利に関わってのプロパーでありまして、最新の色々な情報が得られたと同時にいま日本の子どもたちがどうなっているかということ、とりわけ子ども時代に子ども期をどう保障するかということについて、余暇というか充実した時期をつくる自分の時間が持てるという意味で、子どもの権利条約第31条に沿いながら、それが子どもにとっては「遊びは子どもの主食」であるというような問題をお話しされていたと思います。ですので、私はそのお話・観点とはまた違ったところから話をしていきたいと考えています。

#### 2. 児童憲章を見直す

##### ① あらたな子ども法—子ども家庭庁を考える

私はここでは、今国会で喫緊の課題となっている「子ども家庭庁」の問題について触れたいと思います。いま「子ども家庭庁」の法案が衆議院を通り、参議院でも議論されておりますので、このことについて触れたいと思います。現在国会の会派の中ではこの法案に対して反対という立場をとっているのは、日本共産党とれいわ、この二つであります。他の諸党については賛成という立場でもあったわけですね。この子ども法の立法というの、民間の側からもいろいろと意見が出されていきました。

実際に上がってきた法案を見てみると、自分たちが目指していたものにならないのではないかと、あるいは非常に問題があるということも分かってきています。

その意味でも私は、子どもの権利をめぐる現代的争点ということについて、まずお話をしたいと思います。

##### ② 児童憲章をあらためて考える

そこで、いろんな問題を考える上で意外と無視されているというか、法律ではないですが非常に大切なものとして「児童憲章」というものが存在しています。一度はご覧になったと思いますが、児童憲章には次のようなことが述べられています。

「児童憲章」は、最初に「われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。」つまり、児童の幸福というものを書いているわけです。これは現代の人権論においてもたいへん重要なことでもあります。教育の権利については、憲法第26条が、もっぱら議論されるんですが、最近の議論の中には例えば障害児の人たちの中・高等教育の受ける機会を実現するためには、26条は「能力に応じて」というものが入っていてそれが制約になっていて、たとえば高等教育機関は、障害児に対して一切の門戸をシャットアウトしてきたわけです。（「能力原理」による大学教育不適格説）

しかし、このことについて渡部昭男（現大阪成蹊大学、神戸大学名誉教授）さんが主張されていますが、憲法第13条（幸福追求権）という点で、「発達する必要に応じて」「能力を発達させ得る教育を受ける権利」（幸福追求に向けての発達保障説）を考えることで、そのあい路を突破することができるんじゃないかとおっしゃっています。そういう意味で幸福という考え方は非常に大切な視点であります。

「児童憲章」というのは、その規定の中で、「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んぜられる」「児童は、良い環境のなかで育てられる」と書かれています。私が最初に勤務した大学で山田正敏さんという方がおられました。彼は地元の新聞の論評に、パロディ的ではありますが、「児童は人として尊ばれない。児童は社会の一員として軽んじられる。児童は悪い環境の中で育てられる」、これが現実ではないかというふうにおっしゃっていました。こういう時代はずうーと変わらないんじゃないかっていうふうに思っています。

「児童憲章」は12条からなっていますが、その中には、子どもにとっては家庭の中の愛情と同時に、災害や疾病から守られるということ、就学のみちが確保される、職業指導の機会が受けられる、良い遊び場・文化財が用意される、虐待・酷使・放任のことで、過ちを犯したときには適切に保護される、身体が不自由な場合には適切な治療や教育が与えられるなどが書かれているわけですが、いまの教育と福祉に分けられている中で、教育と福祉の両方を書き込んであるという点でとても大事な憲章だという風に私は思っています。しかしどうもほとんどの人たちは、この憲章を忘れられたものとして扱っているのではないかという風になっているということが問題だと思うわけです。

### 3. 教育と福祉の問題

#### ① 教育基本法改正と児童福祉法

日本国憲法は、国連の人権憲章と並んで非常に重要なことを決めています。そして、その憲法の精神を受けついている「(47) 教育基本法」が重要なものだったわけですが、2006年に残念ながら教育基本法が「改正」されてしまいました。それがために色々な問題が生じてきているわけであり。教育基本法改正の意味については、今日は触れませんが、今の改革の基調をなしています。(教育法学会編『コンメンタール教育基本法』学陽書房、2021年参照)

しかし「児童福祉法」は、どうでしょうか？児童福祉法は2020年に改正されていますが、その第1条に「児童の権利条約にのっ

とり」というふうに書かれています。他の法律には「子どもの権利条約」にふれていないので、はじめて「子どもの権利条約」に触れた法律になります。

児童福祉法は非常に大事なものでありますが、今回提案されている「子ども家庭庁」ということについて考えてみると、やはり依然として教育と福祉というものを分けて考えると言う伝統的な考え方を脱することができないでいるというというのが大変問題だという風に思うわけであり。子ども

の権利条約を活かすという意味で、いろんな権利の中身がこの間ずいぶん進歩してきています。

#### ② 教育と福祉の関係

日本では子どもの権利条約に基づき、子どもの権利条例というものが各地で作られてきています。

しかし、近年この動きについて立ち止まっていると言うか、自治体の動きを見てみると、進められているというよりはむしろ逆行しているというような状況なども強まっていて、子どもの権利の保障というよりはむしろ子どもを規則や法律で縛るというような強制するというような規範によって子どもを縛るというような意味で子どもの権利に関する条例というものがいくつかできてきている状況もあります。逆流だと思うんです。しかし国連の子どもの権利委員会とか国際的な人権理解という点ではずいぶんと日本よりも進んでいるというものがたくさんあるわけです。それはまた後で触れたいと思います。

教育と福祉とを分断する問題は、以前からもあるわけですが、私たちは教育学を学ぶという時に福祉との関連ということはずいぶん言われまして、私の大学の時の指導教員の一人は、教育と福祉を結合させる「教育福祉論」というようなことを最初に使っていた一人であり。小川利夫先生という方です。(小川利夫『教育福祉の基本問題』勁草書房、1985年)

彼は講義の中で最初に強調することとして、「行政的児童観の分裂」があります。留岡清夫という人がいますが、その人が「児童



観と教育」(『生活教育論』1940年)という論文を書いています。そこでは、「三つの行政的児童観」を紹介して、「文政型」児童観(文部省)、「恤救型」児童観(厚生省)、「行刑型」(司法省)児童観「その三つの児童観が如何に日本国民の全体の持つ児童観を知らず識らずのうちに三分し、然もそれぞれ切れ切れの三つの異なった形に於て特立せられたか」と述べていました。どう違うかと言うと厚生省(厚労省)のとらえる子ども像というのは親がいないとか、貧困だとかいうということによっていわばうまく育たない子どもたちがいてそういう子どもたちを矯正する、あるいは障害を持つ子どもたちというような普通の発達ができないような子どもたちに対して分離するという考え方に立っていた。司法省(法務省)の場合は、法を犯すという意味で触法少年と言ったりもしますが非行や罪に走らざるを得ないそういう子どもたちを相手にするのが司法省の考え方で、文部省(文科省)はどうかというと一番ノーマルな普通に育つ子どもたちだけを対象にするというふうになっていて、従って文部省(文科省)の子ども像というのはたいへん狭い考え方に立っていたというふうに言われていて、このような三つの分裂した考え方みたいなものは未だに続いているのではないかと思うわけです。

### ③ 教育の区分の仕方(2区分、3区分)

そこで少し振り返ってみますと教育というのをどういうふうに区分するかという問題があるわけですね。一般に<家庭教育、社会教育、学校教育>という区分で教育基本法は書かれているわけですが、これは現行の「改正」された2006年に「改正」された教育基本法です。ところが47年の教育基本法の方は、<学校と社会教育>の二つの分野に分かれていて、家庭ということが入っていませんでした。何故なのでしょう。

これは大事な問題なんですけれども、旧教育基本法は私的領域ですね、いわば国家権力が土足で踏み込んではいけない領域として家庭領域というものを考えたわけですね。ただし、子どもに対する考え方をお互いに学びあうことが大事なので、家庭教育は社会教育の中に組み

込んでいたわけですね。学校でPTAというのがありますが、あれは社会教育の領域なんですけれども、子どもを見る見方、社会を見る見方を、親の中で相互に学習しあって高めていくということが前提になって捉えていたわけですね。ところが新しい2006年に「改正」された教育基本法は、家庭領域ですねプライベートな領域こういうものに相当に踏み込んできたと言うふうに言われているわけですね。ですから「幼児教育」についても、「家庭教育」についても新たな条項を設けています。いわゆるプライベートな領域においても踏み込んでいるわけです。

教育法学会の最新のコメントルの中では、国家よりも、親の教育の自由が優越的であるということを書いてあるわけですが、これが必ずしも公的な考え方となっていません。むしろ早寝早起き朝ごはんというような家庭のルールを学校(文科省、教育委員会)から示すというようなことも大いにやられているわけであり、学校が、家庭教育、家庭のあり方を考える上でのモデルを示すというのが新しい教育基本法であります。

第2条の中に<国家規範>というべき事柄がずいぶん書き込まれました。「愛国心」という言葉は避けましたけれどもそれに近い言葉を書き込んでいったということがあるわけですね。そして「道徳」というようなものが大変重要な位置を占めるようになってきました。これは教科として独立してしまっただけですね、以前はそうではなかったんです。ですから現場の先生方は道徳教育というものをどういう風に教えるのか、扱うのか毎年大変苦労されていることだと思いますし、それに使われている参考書や教科書も非常に扱いにくいものになっていることもずいぶん多く指摘されています。そういう意味で家庭の領域というものを誰が握るかという問題は大変重要な問題なんですけれども、新しい教育基本法はそれを国家の領域に組み込んでしまいました。

### ④ 幼保一元化、夜間中学等の問題

ただし先ほどからも話をしていますが、未だに決着がついていないことに、幼保一元化を含

めて就学前の段階をどのように捉えるかがあります。例えば、「認定こども園」があります。私も、二年間勤務した短大は、保育者養成をしていましたが、幼稚園と保育園の両方の免許を出せると言うことを謳い文句にしていました。つまり実際の所ではそれをく幼稚園と保育園を統合して専門職を養成するという風になっているわけですが、原理的にはその二つの問題が未だにどのように統合するかということについて十分なコンセンサスが得られていないという実態があるのだらうと思います。

しかも今やグローバル化と言われてきましたけれども、困難を抱える子どもは、様々な家庭のありようの中で育ってきているわけでありまして、今までの日本の子どもたちを捉えているものとずいぶん違うものがたくさん出てきているわけです。従って現象的には、それに答えなければいけないわけです。外国人の子どもの教育や福祉の保障の問題、あるいは貧困の問題というような問題についてどう取り組むのか。あるいはシングルペアレントの子どもたち。不登校、不適應の子どもたち。学校のカリキュラムに合わない子どもたちいわゆるフリースクールへの動き等多様です。またかつての朝鮮半島から（日本の植民地時代に）出てこられて教育を受けることができなかつた在日の人たちの高齢者の人たちが中心であった夜間中学がいまやそういう人たちもいますけれども、いまはそれが主流ではなくなって様々なタイプの子どもたちが夜間中学に来ざるを得ない状況になっています。したがって政策的には、それらを制度化するということに振り込まざるをえなくなっています。札幌にも夜間中学ができたということをご存知だと思いますが、こういうような形で実態が先行しているわけです。そして、制度がそれに追いつかないという問題がたくさん出てきているわけです。

#### ⑤総合子ども行政の考えの出現—子ども家庭庁の政策的背景

縦割り行政の弊害というものがずいぶん指摘されまして、90年代後半から2000年代以降は内閣府というところが様々な省庁の施策を総合的に対処する役割を持たされてきまし

た。元々内閣府に職員がいたわけではありませんから各省庁から出向させました。そういう中で子どもの問題というものを厚労省や文科省が行ってきたものとは違うものがあるのではないかという議論が随分進んできました。

しかも政策的な特徴でありますけれども、公費でもってまかなうというよりは、民間事業者を経由させるということで、いわば儲けを民間に開くという意味で、経産省出身の人々は主導権を握るといような形にもなってきたわけです。

その意味で内閣府の子ども子育て本部と言うという所に内閣府特命担当大臣を作りまして、子ども子育て本部長というものを立てて、そこが総合調整して厚労省や文科省に対して施策を統合調整という形でやっていったわけであります。

そこで何が起きたかということですが、少子高齢化と言われているなかで、特に少子化にどういう手立てを取るのか、それに伴う財源をどう保障するのか。それに対する施策というものを、各省庁バラバラになっているものを、どのように統合できるかということが大変重要な課題になってきました。ところが厚労省は依然として地域型保育・認可保育園というものを軸に進める。一方文科省は学校というものを握っておりますので、幼児教育も、学校教育法と私立学校教育法に基づいてその範囲の行政領域を断固として守るといような言い方をしてきて両者歩み寄ったのは、認定こども園というものだけであったわけですね。これがどうなるのかということが大変話題になってきたわけです。今回この点で他の国とも共通する点はあると言われているわけです。

つまり学校と学校外の問題をどういう仕組みでもってやっていくのかこれは日本だけのことからだけではなく、それぞれの国で議論してきたわけです。そうしますと学校以外のものを福祉に再度統合をするというむしろ学校教育の部分福祉サイドに統合していくといこういう考え方がスウェーデンやノルウェー北欧のタイプで進みました。それに対して学校教育に一元化する方向ということについては、米国やニュージーランドなどで進んできました。

そしてそれ以外の国々はそれぞれバラバラに進んできていて混ざり合っているタイプなんですが、これをどうするかというのが議論になっていたわけです。新しい省庁を作る必要があるというわけですが、それをどこに置くかということになって行ったわけです。その意味で「子ども家庭庁」というのはどこに所属するかとするのかということが大変大きな争点になってきたわけです。

それから福祉国家レジュームというようなものもこの間90年代から進んできました。

一つは、北欧型です。どちらかという税金を高く設定し、その還元をそれぞれ各分野に返すというか給付するという形で進めてきたのでありますからほとんど公共的性格を持っています。私的負担領域があまりないと一般的には言われてきたわけです。ただしスウェーデンやデンマークなどでは（明らかに新自由主義的な動きはありますけれども）基本はそういう考え方でやってきたわけです。

二つ目は、これに対して先ほども言いましたがイギリスとか、アメリカあるいはカナダ、オーストラリア、ニュージーランド等々（アングロサクソン諸国）ではワークフェアという働かない人たちに対してお金を給付するべきではない、働く人たちに対してお金を給付すべきだという考え方が非常に強く捉えられています。その市場は公共的ではなくてもいい、私の企業が管理するものであってもいいという市場重視型のワークフェアというようなものが随分主流になってきました。

三つには、大陸型というものは少し古いタイプのものですが、それでも家族役割を重視するというドイツ・イタリアはそういう風にとってきたわけです。

#### 4. 子ども家庭庁とは？

##### ① 子ども家庭庁をめぐる攻防

こういう福祉国家型レジュームをどう設定するか、学校と福祉の関係をどう捉えるかという意味で、今回出来上がった「子ども家庭庁」ではありますが、その内容は必ずしも明確ではありません。

今回は、法案は二つ出てきたんですね。

実際には廃案になったんですけども、維新が出してきたものは、「教育子ども省」という考え方でありました。これは、教育と子どもを一体にするというもので考え方はいいかもしれませんが、大変乱暴な措置をとっておりまして、そのために必要な財源や職員配置や基本的な考え方が不十分でありましたので、これは維新以外は反対で、全て廃案に向かったわけですが、これはある意味では乱暴ではあるけれども、厚労省と文科省を一つにしようと言う考えを提起していたんですね。

ところが先ほどいいましたように厚労省と文科省がまだ考え方が分かれていますので、その際に家庭が重要ないわば争点になってきました。子どもの権利条約も、よく読むと最初に、子どもの第一義的な責任を負うのは家庭だとしています。他方では子どもを権利として尊重するという点が子どもの権利条約の大変重要なもうひとつの柱であります。

今回の子ども基本法案に示される考え方は何かと言いますと個人としての子どもというものにあまり重きをおいておりません、むしろあまり触れていない、家庭を第一におさえるというような考え方になってきているわけです。

これは当初の考え方にはなかったわけですが、途中でそのように考えられてきた。最初は「子ども庁」だったわけですが、それが「子ども家庭庁」という風になんて変わったわけですね。

今回出てきた法案を見てみると子どもの権利条約そのものにはあまり触れていない。例えば子どもの生命や発達に関する権利だとか子どもの最善の利益とか意見の表明尊重とか差別禁止とか4原則があるわけですが、まったく触れていない。そして塩川（共産党）議員が国会で質問していましたが、子どもの最善の利益や意見表明権の十分なフルな発言ではなくて年齢や発達の程度に応じてと言う制限の加えた文言になってきていると、これは大変な問題だと指摘されているところです。

かつ子どもが抱える困苦や貧困・いじめ・不登校・校則の縛りあるいは自殺、過度の競争と言ったことは、国連子どもの権利委員会からも

指摘されています。日本の競争主義的な環境あるいは子ども時代を保障していない環境、子どもが自分自身について自信を持ってない、社会の中で自分のことを自尊をもって良いと言えると思えている日本の子どもたちが非常に少ない、成績の良し悪しに関わらず成績のいい子どもたちも自分に自信を持っていないということが、世界の中でも特異だと言われるような状況があるわけです。こういうものをどうやって解決するのかということが大変重要になっているわけですが、これには触れていないということです。

今回の「子ども庁」を作りたいというところからいろいろ所から随分と出されました。その中で 共通していた項目は、「子どもコミッション」というもの第三者機関ですね、これを作りたいという、子どものいろいろな問題を家庭や学校などそれぞれに任せるということではなくて それをいわば第三者としてきちんと 見るというそういうものを作るべきだという 提案を出されていたわけですが、これも認められませんでした。

そして教育について学習指導要領や 学力テストなどは文科省なんですけれど、それについては「子ども家庭庁」は触れていません。つまり教育の問題は触れない、ほとんど就学前の子どもを対象にしているというふうな中身になってきているわけです。

また、権利主体の子どもを支えるための、教育福祉の専門家の支えがない制度設計になっています。

いま福祉領域の職は、高校生たちに生きがいがあって大変重要な職業だということは共通して認識されているのですが、なり手がいないという問題は、明らかに賃金が低いということが背景にあります。

そういうものをどう尊重していくのかということが非常に重要な課題となっている。ですが、そういうことが書かれていない。

②文科省は何故「子ども家庭庁」に加わらなかったか

もう少し具体的に見ていきたいと思えます。文科省は何故「子ども家庭庁」に加わらなかつ

たかということですが、これは学校教育法に基づく学校教育を死守するという流れがあるんですね。学習指導要領などは 2030 年をターゲットとして、教育課程を再編する、できれば学校のシステム 学校体系というものも変えたいと言っているわけですね。そしてトップエリートの部分については、世界のデジタル化に追いついてそれに重要な役割を果たせるものを育てる。それ以外にはあまりお金を出さないとされていて、去年あたりから義務教育の中ではデバイスを全員に配るとなっています。高校ではそれは無償ではないので大変だとも言われていますが、いわば形から入りました。

それは主として主導したのは経産省だと言われているし、民間のベネッセ等の業者がその内容をつくる、本来は学校の中で十分に議論をしてとりくむべきものが外側から進められていったという特徴があるわけです。しかも GIGA スクールと言われるようなものは大変古いものだといろいろな専門家から言われています。北海道教育学会で佐藤学さんをお呼びして講演していただきましたが、ここにおいても日本の教育における方法は、世界の先進国の中で最も遅れている、いまだに教師が、前に立って一斉の授業をしているという国は先進国ではほとんどないと言われていました。そういうスタイルをまったく変えないで、ただデバイスだけを配布するというような形では、とてもじゃないけれども良くはないだろうと言われていています。(佐藤学『第四次産業革命と教育の未来』岩波ブックレット 2021)

子安潤さんの『画一化する授業から自立』するという本で、結局日本ではスタンダード化することがまだ幅を利かせていて、ICT 化も教師自身が十分把握していない状況で、上から進められているのでは、とてもじゃないが世界の中で太刀打ちできないんじゃないか言っています。しかし文科省は、絶対これを死守したいと言っています。

では「子ども庁」はどこから支持されるのでしょうか。当初「子ども庁」は、三つの階層から支援されていました。一つは、私たちに比較的近いんですが、子どもの権利条約を活かしてと研究をしていた早稲田の喜多明人さんや山梨学院の荒牧重人さんたちが、それに対して期

待を込めていた。二つ目のグループは、幼児保育あるいは学童保育の側から。民営化がずいぶん進んでいて、そこで問題を抱える子どもたちがたくさんいる。こういう問題を学校や厚労省にも期待できないということで考えて欲しいと。ただし子どもの市場マーケットはかなり浸透しているので、業界の中でもいろんな意見が出されてきたわけですね。三つ目は、リースクールを唱えている人たちの中に。日本の学校教育の中は、非常に硬直的なカリキュラムで、教師が上から指導する、子どもの自主性を削いでしまう、もっと違う学校があっていいはずだということで東京シューレの方（奥地圭子）が随分この事を推進してきたわけです。

こういう動きの一方で、自民党の保守派ですね日本会議派といってもいいのかもしれませんが、子どもの権利条約を以前から忌々しいと思っていた人たち、あるいはジェンダーという言葉について随分神経を尖らせていた人たちの動きです。こういう人たちが言っているのは、本来の日本の姿に戻すべきだと言うことで、保守的な家庭像・家父長制を守っていく、夫婦別姓に反対する人たちですね、こういう人たちから随分強い声が出てきた。これが安倍元首相とも統合する形で、結局「子ども庁」から「子ども家庭庁」と名前を変えてしまいました。となると子どもが主体ではなくて、家庭を中心にしてある種の道徳的規範を迫るもの、学校とは違うタイプのものですけれどもそういう領域に国家からの干渉を加えるというようなものに、今回なってしまったわけですね。

### ③ 「子ども家庭庁」の矛盾

ところが出来上がっている「子ども家庭庁」というのは、矛盾と言うか問題をたくさん含んでいるわけですね。これまでの子ども政策の総括をしていませんので、どのような子ども政策を持つのかははっきりしていません。子どもの権利条約にはわざと触れていない中で、どのように子ども像を描くのか、あいまいです。さらにはどこが統括するのかと考えていたわけですが、結局内閣府の外局に置きました。ここは寄せ集めの人員で、設置目的も曖昧、そして予算や職員権限の曖昧さがある。

子ども予算というものは、例えばスウェーデンなどでは日本のGDPで言えばおよそ2倍のお金を注いでいるわけですね。もちろん日本の教育の貧しさは、学校教育・高等教育の中で常に目立っているわけですが、それ以外の子ども経費についても世界から見ると非常に低いお金のままである、こういう問題にも全く改善が見られずに進んでいます。

今度の「子ども家庭庁」設置法案では、内閣の事務を助けることを任務とする内閣府の外局として設置するという安倍時代から続いていた首相の権限に属するところにイデオロギイ的内容も含めて内閣府の外局として設置したということに特徴がありました。

ではどうして厚労省や文科省に対してもの言えるのかという問題が残ります。これはおそらく事業をすすめていく上では、いろんなことで大きな問題になるだろうと言われていまして。そして人員もそんなにいないわけで、しかも多くはGIGAスクールもそうですが民間企業の人たちをたくさん取り入れているのが内閣府でありますから、そういうような混成部隊でとりくむわけですから色々対応がうまくできるのかということも大きな課題です。早くつくりたいという要求が出たんでしょうが、おそらく参議院も通ってしまえば、令和5年4月が施行日となる。

これは「子ども家庭庁」本体の方の法案ですけれども、もう一つは整備に関する方の法律で、本当であれば教育では施行法と言われる細かい事務的なレベルでの法律が作られるわけですが、「子ども家庭庁」においても関連法の整備が必要に。施行法をつくっていくうえで、たいへん多くの省庁にまたがるわけでどのように権限を配分してやっていくのかということが問題になっているわけです。そういう意味で内閣府に統合するというわけなんですけど、それが上手くいくかどうかは分からないですね。

幼稚園や保育園で進んできた認定保育園のとりくみについても、これをどうするかということについては、「子ども家庭庁」ができたからといって一気に進むということは到底考えられないことです。これもまだ問題が多いだらうと思っています。

結果的には、どういう子どもをつくるのかと

いう理念を内閣府が示すだけで、実際にあまり機能しないのではないとも言われています。これは今後の大きな争点になっていくだろうと思います。

是非この法律についてはインターネットなどでも見られることができますので、それぞれの団体やそれぞれの場所で、これについての議論をしていってほしいと思っています。こういういい加減な法律をつくることによって子どもたちにとってますます混乱する、今後問題になるのではないかなと思います。

## 5、〈子どもの権利〉補論

話の後半として、残り時間があまりなくなってきましたが、次に子どもの権利というものは本来どういうものなのかということについて少し深掘りしようということでお話ししていきたいと思っています。

子どもの権利というのは、大人の権利とは独立した権利として認められるということになってきました。ルソー以前では認められていなかったことです。それがルソーやフランス革命などを契機にして大人と子どもの関係に対して子どもの固有の権利とか古い世代に対しての新しい世代の権利とか、女性の権利ですね、家父長男性に対する女性の権利というような問題を出していったわけです。四つぐらいのことについて分けて考えることができると思います。

それ以前に考えられていた親権のコペルニクス的変換を計ったというふうに言われている内容。こういったことはヨーロッパで最初にあらわれてきたということでもありますから、子どもの権利というのはこの2～300年の中で徐々に培われてきたものだと言えらると思います。子どもの権利というものが自動的に動いてきたわけではありませぬので、ヨーロッパにおいては産業革命の中で安い労働力として女性や子どもが酷使されてきたなかで、子どもが大人になっていくうちに色々な病理を生み出すということが発見されていったわけでありませぬ。きちんと子どもたちを育てていくようなことができない社会はいわば疲弊していくわけで、これに対する反対の運動がでてきました。

このように積み重ねられた力というものは非常に大きかったと思います。

他方では、学校では国民統合のためのということで子どもたちの権利としての教育ではなく、いわばナショナリズムが勃興してきますと、いまロシアとウクライナの戦争が起きていますが、国家が必要とする兵士、こういう人たちが、ある程度の知識を持たないと戦争ができないという意味で良質な兵士を生み出すためにいわば教育が囲い込まれてきたわけです。学校給食ということについても、それは子どもたちあるいは親のことを考えて進められてきたわけではなく、兵士を徴兵すると貧乏な出身の兵士は体力もないということが分かってきて、そうすると学校教育における給食というのは兵士予備軍の大変重要な栄養補強となるので、そういう意味から最初は着手されたということもわかってきています。

これを後にチャーチスト運動という形で、国・資本の側に子どもたちを囲い込むのではなく、権利として子どもを考える必要があるという意味で、新教育運動というようなものが後に発達して行ったわけです。子どもの固有の権利というものが出されたわけですね。こういう例は日本でもありますが、筑豊の炭鉱ですね、女の人たちが上半身裸で働かされ、その傍に子どもたちもいるということがありますが、ヨーロッパでもこういう労働に最初についていたのが子どもたち女性でした。日本もそうですよね、年若い女工さんたちが使われました。やがて権利論というのが先に進んだんですけれども、それを後づける発達理論や教育理論というのは、後追いでした。

20世紀初めのエレンケイの時代の「児童の世紀」は本の名前もタイトルも非常にシンボリックなものですが、20世紀は「児童の世紀」だと言ったわけですし、ピアジェなどの児童心理学や大脳生理学・医学の知見は、それまで言われてきた思想としての子どもの権利というものを原理的に科学的に明らかにするという手法をとったわけでありませぬ。

ピアジェなどは発達論のより精細な筋道を考えようとしていたわけですが、フランスの中にもう一人違う流れがありまして、アンリワロンという人ですけれども新教育というよう

ものを大人に対して子どもの独自の権利というようなことを言っている。この固有な施設をどう準備するかということが大変大事なんだと言っています。また、一般教育と職業教育の重要性についてその二つの 区別と関連ということ を明快に言っていたわけです。日本では不思議なことに戦後、心理学はアメリカの心理学が 主流を占めていくことになり、フランスのこういう人たちの考え方が必ずしも多数派を占めませんでした。ここに加藤義信さんという方がいらっしゃいますが、この方は私が最初に赴任した大学に、後に赴任されました。こういう人たちの取り組みで分かってきたことでありますが、ここにおいても発達というのは全ての子どもたちに対しての適用ということ を考えて、障害児の子どもたちに対しても共通で普遍的だという考え方に立って、子どもの子供の情動や身体、ピアジェではどちらかと言うと知的発達という方向あるいは数の認識という方向に向かって 行ったわけですが、ワロンは情動とか 自己意識とか そういうものにすいぶん神経を注いだわけで、子どもの思考の起源などは、大変重要な中身になっていったと言われているわけです。

日本はアメリカの心理学が主流になっていったので、こういう事が忘れられていた。もう 1 回再確認が必要だと言われています。子どもの権利を社会的に考えた場合には、教育という中身で文科省はたいへん狭いんですね。これはかつての児童福祉法の権利の中身でありまして、これはそれぞれに意味があります。青少年保護育成というイデオロギー的なものがありがちですが、教育に対して養育・育てるということ を一番核に置いてありまして、保護が必要な子どもや養護が必要な子どもあるいは小さい子どもたちについては 保育そして先ほど触法青年と言いましたけれども罪を犯した子どもたちに対しては教護という考え方、医療の必要な子どもたちには療育、こういう総合的な発達観というものを前提として子どもを考えていくということが言われていました。ヨーロッパでは子どもの虐待防止よりは動物虐待法律の方が早かった、そういうような皮肉な問題も言われていました。しかし 皮肉なことに、子どもの権利を発達させたのは 明らかに戦争であ

りました。第 1 次世界大戦の後に、児童憲章あるいは権利宣言が出てきたわけですし、その後の第二次世界大戦で子どもの権利が出てくる時に主導的な役割を果たしているのが、ポーランドのコルチャック、塚本先生が詳しく研究されていることですが、なぜポーランドでこういうことが大きく取り上げられたかと言いますといまの戦争もそうですが、ポーランドやウクライナやソビエトそういうところで一番たくさんの方が死んでいったわけです。私も独ソ戦という本を読みましたが、旧ソ連であの戦争で命を落とした人が 2600 万人です。日本の軍隊は百何十万、市民合わせて 300 万人、比較にならない死者数ですね。そういう犠牲の中で、子どもの権利というものが立ち上がっていったということは、非常に重要なことだと思っ

ているわけです。ところが今回のウクライナ戦争問題では、再び子どもの権利というものが出てくるだろうと思います。

子どもの権利条約という国際法、これを国が批准する時には、国内法を整備する必要があるわけです。しかし政府は国内法を整備を怠ってきたので、自治体がつくる条例というものでカバーするという動きになったわけです。それで札幌市のような施策もあったわけです。札幌は遅れてできたので川崎市川西市などとは少し違って、相談・救済という部分をつくったのはたいへん重要だったのですが、これも子どもの権利条例ができて子どもたちにどういふふうに効果があったのかということの検証、どういふものを生み出したのかということが問われているというようなことになるんだと思います。残りは早足で外観をお話ししました。

〈質疑〉

質問 1

大学改革の問題についてお話を聞きたいと思っています。先生がこれまでもおっしゃっていましたが大学が溶けるというようなことが起きていると。大学改革などに関連など「子ども家庭庁」との関係でどうなのか、繋がりがあ

姉崎

政策的なものとしては共通していると思います。新自由主義的な市場政策、岸田政権もっていますから同じような考え方です。岸田政権も公的なお金についてはきちんと十分にフルに出していくということではなく、大学の場合においてもいわゆる大学ファンドという借金までして大学を変えさせるといような、それ以前ではとても払えなかった額のことを特定の5つや6つの大学に注ぎ込むということで、色々な意味での世界に先進的な研究が進むだろうという予測でやっているわけです。しかし、そういうエビデンスが一度でも証明されたことはなく、かつ3%の成長率と言っておりますが、日本の経済全体では1.7%にしかすぎないので、それを上回るような儲けをやるというようなことは大学が最も不得手とする分野であり、そこに大学ファンドを創設して応募を求めるわけでおそらく失敗するだろうと言われているわけです。

基本はやはり市場に任せると言うこと、競争という選択と集中でやらせると言っているわけですが、子どもの問題も同じで本来は福祉の領域あるいは学校の領域において十全な教育条件整備を行うというのが第一の任務なのにかかわらず、その分はずいぶん手抜きをして教師の配置も非常に少ない、学校の先生が不足するという状態がいっぱい起きているわけです。自治体は教員不足を事前に見越して配置するというのはリスクであり、それは臨時の教員で当てると言うことをやっているわけです。そして毎年その調整がうまくいかなくて足りなくなるという状況が出ているわけですね。全てのしわ寄せは大学もそうですけれども国民子どもの場合は家庭の側に責任を負わせると言うということにしているわけです。そういう意味では大変安上がりな政策を依然として取ろうとしていることだろうと思います。しかしその内容は非常にイデオロギー的な内容が組み込まれると言う私たちから見るとうっとうしいやっちはならないようなことを一生懸命言ってくるというふうになっているんだろうと思います。大学問題については、大変ひどい状態が進行していると思います。

質問2

お話の中で子どもの権利と戦争がリンクしているというお話があったのですが、もう少しなぜリンクしているのかということをお話しいただければと思います。

姉崎

子どもというのは誰かに代弁して話をしてもらわなければ、小さな子どもたちは自分の意見を言えない、それをうまく捉えるというのが親であり子どもの専門家なわけですが、しかし、戦争はそういうことを一切無視してしまう。そして大人と子どもを区別せずに最も弱い立場にある人たちが最初に亡くなっていくと言われているわけで、戦争において最初に亡くなって行ったのはやはり子どもたちだと言われているわけですね。今度のウクライナにおいても無差別に爆撃をして最初に犠牲になっているのが子どもたちだと言われています。しかもあれは学校をも対象にして攻撃をしているわけでありまして、子どもだから特別に配慮するという考え方が、戦争が一旦始まれば全て侵略する側は忘れてしまうという問題がたくさん出ているわけで、そうすると子どもたちの中にあるたいへん豊かな能力を持つ子どもたちがずいぶん死んでいってしまったという事に非常に悲しみをもって捉えているという人たちがたくさんいるわけです。

コルチャックというのは医師でもありましたが、いまのラジオのディスクジョッキーをやっているような立場の人でもありまして、そういう声に応えとか、子どもたちを施設の中で最後まで残ってやっていたわけですが、身寄りのない子どもたちを保護して、そういうことをやるのはいわば心ある人でなければできない意味で、世界のどの国でも障害を持っている子どもたちあるいは様々な不幸を背負っている子どもたちを献身的に保護する人たちが出てくるわけです。そういう人たちが一番早く子どもの権利ということを訴えていますね。ポーランドで起きたことは必然だったんだろうと言われているんですね。今度のロシアにおけるウクライナ侵略についてどういうふうに着着するのかはわかりませんが、戦争犯罪に大人に対する犯罪だけでなく、子どもたちに対す



る犯罪ということもずいぶん問われなくてはならないと思います。

子どもの権利条約は、20世紀の重要な宝であると言われていています。1948年の世界人権宣言、59年の児童の権利宣言、それぞれ積み上げて出てきているということが非常に重要です。先にも触れましたが、例えば教育法学会で今年の年報で、外国にルーツのある子どもたちの教育を受ける権利と国際人権法の非差別平等原則、日本における移民の子どもたちの教育を受ける権利、こういう今まであまりマイナーな領域で取り上げられることがなかった問題が、真正面に取り上げられてきていることがあります。

私は、本の名前を引用しておきましたけれども、「人権と国家」という本が最近出ているわけですが、これを見ますと子どもの権利条約もうそうですけども、新しい国際的人権法というのは、国家の枠を超え専門家たちがずいぶん参画して、その中で新しい権利性というものを作ってきたと言われていっているんですね。国連の人権規約はA条項とB条項がありますが、A条項は社会権的な規定で90年代から9つもの国際的な人権規定が作成されてきています。これは国家を超えた共同の努力でもってつくられてきている。いま新しい権利論というものが作られつつある。先ほど憲法26条にのみに頼る子どもの権利保障ということではもはや古いと言われてきてまして、憲法13条やその他の規定を踏まえながら総合的に子どもの権利というものを見直すことが必要になってきています。近年の努力は相当なものだと思います。しかし、それに泥をかぶせるような今度の「子ども家庭庁」、一回りも二回りも古い周回遅れの内容が出てきているという意味でも、大変恥ずかしいと思います。

### 質問3

姉崎先生のお話で近年の政策動向について非常によくわかりました。子ども家庭庁が歪められてきた過程というのはなるほどよくわかりましたが、そもそもこれまで子どもの問題、具体的には例えばヤングケアラーの問題とか学費の問題とか様々なことが社会的に大きな問題が注目される中で、政策側としては少

子化への危機感というものが動機になっているのかなと思っています。少子化ということがいろんなところに影響を与えている、福祉の問題でもなぜ少子化がこれほどまでに進むのかってということについて子育てのしにくさということも考えられるだろうし、そこで最初は少子化対策として出てきたものが家庭の役割みたいなのところに歪められてきて、そこに道徳とか国家主義とか入ってきてぐじゃぐじゃになっているというようなことの意味で良いんでしょうか。

最初の政策的な動機が少子化というようなことで、どのくらい続いているのかということをお聞きしたいと思います。

### 関連質問

「子ども家庭庁」を設立する上で関連法がこれから出てくるわけですが、これに対して我々の側からももっと議論する必要があるということが先ほどの話の中であったわけです。「子ども家庭庁」をつくるというきっかけとして、「子どもの権利条例」が全国的につくられていくなど市民の運動が続いていく動きがあり、子どもや家庭が新自由主義の下で相当痛めつけられている中で今までの政策ではもたないというこの反映として、今回の「子ども家庭庁」の案が出てきた一面もあると思います。ある意味では矛盾をオブラートに包むということで「子ども家庭庁」というのが出てきたのかもしれませんが。市民国民の中にある想いというものに一見応えようという形をとっているが、様々な矛盾を解決するという意味で関連法にどのように入れられていくのかということも重要だと思います。そういう意味で我々はこれからどのような議論を進めていったらいいのかということを示唆していただければと思います。

### 姉崎

この質問は非常に難しい問題ですね。少子化問題ということの解決は国際的にも大きな流れというものになっているわけです。少子化という問題について世界で共通している問題として認識されているものとして教育費の問題、教育にかけるお金が非常に高くなっている

という問題。子どもを二人三人四人と生んで育てるという条件が非常になくなってきている。女性の婚期が30前後ということになってきて生涯に子どもを産む年齢というものからも限界が見えてきているという問題も。

こういう事態に対してスウェーデン・フランスなどでは、積極的な措置をとって、結婚していようが事実婚であろうが子どもに対してきちんとしたお金を保障する。そういうことを一貫して行っていれば、スウェーデンでもフランスでも子どもを産む比率は高くなってきていますね。逆に東アジアが典型です。日本より酷いのは韓国・台湾です。子どもを産む率の一番低い最低なのは韓国と言われています。韓国もソウル大に入らなければ将来何も見えないという意味で、子どもにかけられるお金がすごいわけです。何人も子どもがいたら養育できないということが実際にあるわけです。そういう意味で子どもを産む条件をきちんと整備しながら教育を考えなければいけないのに、そこに全然保障をしていない、逆に権力の中枢にいる人たちが焦っているのは、他の国々に比べて覇気がないエリートがひ弱になっているということ、その部分をどう克服したら良いのかということなんです。ちょっと時代錯誤なんですけど、母親が家にいて子どもの面倒を見ていけば強い精神を持った子に育っていくというようなことを考えているらしいんですが、そんなことができるわけがない。このように科学的な政策の裏打ちを持たずに家庭に責任を負わすということをやっていけば、家の資産によって差が生じる、東京などでも典型的ですが、40代で独身の男性が新宿あたりでは5割6割になっている、生涯子どもを持ってない家庭が出てくると言われているんですが、そういうものに対する施策が全然作られていないということですね。

また親たちがずいぶん分断されているんだと思います。今月の雑誌「教育」はPTAの特集を組んでいるんですね。そのなかで大学の教員をされている女性ですが、自らPTAに立候補して、PTA活動に乗り出した。PTAが役に立たない強制加入だと言うということでそれをやめろという動きが一方ではありますが、それはやはり間違っている、子どもの問題や教育の問題や学校の問題を考える上で親が共に考えあうということが大変重要なんだということが言われています。

当初米国対日使節団が提唱し、宮原誠一さんが力説したように、PTAというのを親相互の学習組織として取り返すことが大変大事なんだなと思います。そうしないと自分の子どもにだけしか目がいかないということになってしまいうわけで、孤独な孤立した子育てというものをやっている限りは展望がないと思っています。

起きている事柄を正確に把握して正しい処方箋を持っていないと、イデオロギー的に親が頑張れば何とかできると言っている人たちがいますが、そういうのはまやかしたときちんと学習を積みながら言っていくことが大事だと思います。

子どもたちが育つ上での教育費や様々なものをきちんと保障させるべきだと、そういうことをきちんとやっていけば日本にも子どもが増えるんじゃないかと思います。自治体の中では一部そういうことをやっていて、鳥取県などの事例の中にはそういうことが見えてきている。地方でのこういう取り組みが将来の子ども子育ての方向性に示唆を与えています。北海道でも小さな自治体が重要なとりくみが進められていて見直されてきています。

そういう点では絶望してはいけないんだろうというふうに思っています。

## こどもにやさしいまちづくり事業(CFCI)とは

共同代表井上大樹（札幌学院大学）

近年、地方創生の名の下自治体バトルロイヤル（「サバイバル」でも生易しいくらい）が展開される中、子ども、子育て世代に関する各種支援策が我先にと各市町村から乱れ打ちの様相を呈している。医療費無料が「中学生まで」から「高校生まで」に拡大され、独自の少人数学級、公設民営塾や学習支援など持続可能な自治体の評価を得るべく、子ども、子育て世帯の確保に躍起になっていることはウェブサイトからでもよくわかる時代に入ってきた。しかし、当事者である子どもが「住みやすい」、そのまちで「生きやすい」と思うかどうかは別の話である。いったい、これらの施策は子ども自身による検証や評価がなされた例はどれくらいあるのだろうか。

ユニセフが展開する「こどもにやさしいまちづくり事業」(CFCI)では、市町村レベルで子どもの権利条約を具現化することを推進している。子どもの権利条約の柱は「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」である。先述の例からは「参加する権利」、とりわけ意見表明権（大人や社会が子どものあらゆる意思表示をくみ取る）が不十分である。ユニセフでは「こどもにやさしいまち」について以下の通り指摘している。

おとなはともすると、子どもを受益者と位置づけ、子どもに対して善意を施すこと、つまり、助けてあげる、守ってあげる対象として子どもを捉え、これを“やさしい”としてしまいます。しかし、子どもを権利の「客体」として捉えることに加え、権利の「主体」として、自分が考えていることや思うことを言えること、そしてそれを聞いてもらえることにより、自分に自信を持ち、社会への積極的な参加意識をもてるこ

とが同じように大切です。それを実現するのがこどもにやさしいまちなのです。

（<https://www.unicef.or.jp/cfc/about/>より引用。下線強調は筆者による）

そこで、日本型 CFCI について、ユニセフでは以下の構成要素を基準としている。

1. 子どもの参画
2. 子どもにやさしい法的枠組み
3. 都市全体に子どもの権利を保障する施策
4. 子どもの権利部門または調整機構
5. 子どもへの影響評価
6. 子どもに関する予算
7. 子どもの報告書の定期的発行
8. 子どもの権利の広報
9. 子どものための独自の活動
10. 当該自治体にとって特有の項目

日本ユニセフ協会では、2016年度より日本国内における CFCI 事業を開始し、2018年度からは 5 自治体（ニセコ町、安平町、富谷市、町田市、奈良市）をモデルに指定し、先述のモデルの有効性を 2 年間にわたり検証を行った。モデル自治体における自己検証、第三者機関による評価を得て、2021年12月よりこれら 5 自治体を「ユニセフ日本型 CFCI 実践自治体」として承認し、以降 3 年間の CFCI 事業の本格実施に至っている。ただし、このことは「こどもにやさしいまちづくり」であることを認証・認定するものではないことに留意が必要である。

北海道では、ニセコ町、安平町が「ユニセフ日本型 CFCI 実践自治体」に指定されているが、「こどもにやさしいまちづくり」はどこまで進んでいるのか、私たちが学ぶべき点はあるのか、などについて本会でも当事者を交えた検証活動を行ってみたいはどうか。

## 「ゆきとどいた教育の実現を求める全国署名」にご協力ください

道端剛樹（ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会事務局）

「ゆきとどいた教育を求める全国署名（教育全国署名）」は、これまで33年間で4億7千万筆を超える数を集め、昨年約40年ぶりの義務標準法改正による小学校での35人以下学級が前進しました。しかし、中学校や高校は「40人学級」のままです。国の責任による「20人学級」を展望した、さらなる少人数学級の前進は国民の切実な願いです。

この間、教職員の未配置・未補充が広がり深刻な事態となっています。現場では子どもたちの教育を保障するために、少人数指導などの目的で配置されている教員や教頭・校長を担任に充てるなど対応をしていますが、限界を超えています。抜本的に正規・専任の教職員を増やすことが必要です。

また、2018年文科省の調査では公立高校で1年間にかかる教育費は28万円にもなります。小中学校に配布されたタブレットは北海道の高校では原則保護者負担となっており、これを

含めると、家庭の負担は年30万円を超えることが予想されます。

公立・私学ともに学費の無償化をすすめ、子どもたちが安心して学べる教育条件の整備を国の責任で着実に前進させることが重要です。

先日、私の卒業生から電話で相談を受けました。「大学3年生の妹が突然大学を辞めたいといいだしたんです。どんなふうに話を聞いてやればいいでしょうか？」と。聞けば、学費はすべて奨学金で賄い、朝6時まで働いているのだそうです。高校生・大学生等が経済的理由で学びをあきらめることがないよう、授業料等の無償化や給付奨学金制度の拡充が求められています。

日本の「公財政教育支出の対GDP比（2018年度）」は2.8%とOECD諸国の中で最低レベルです。子どもたちのえがおが輝き憲法と子どもの権利条約が生きる学校づくりのため、とりくみへのご理解とご協力をお願いします。

## 「いまこそ少人数学級は国の責任で加速させよう」

梶木康展（千歳市立信濃小学校）

いま、小学校の学級定数は、小学1～3年生で30人、4～6年生で35人です。札幌市を除く北海道は国の基準を1年前倒しし、今年度は4年生を30人としています。次年度以降もそれは1学年ずつスライドし、国の責任では、あと3年で完成する予定です。

昨年度、私は3年生24人を担任しました。班を作るのも4人で6班、掃除当番や給食当番は2班ずつ8人で行い、いろいろな場面で人数がちょうどよかったです。何と言っても、学習

指導の際、一斉指導で子どもたちを見渡したとき、ちゃんと聞いている子、手遊びをしている子が一目瞭然。テストや宿題プリントの採点、家庭学習ノートのチェックなども、それなりに時間がかかりましたが、35人以上いるクラスと比べれば、かかる時間は当然短くなります。その最たるものは、「あゆみ」（通知表）作成の時に実感します。

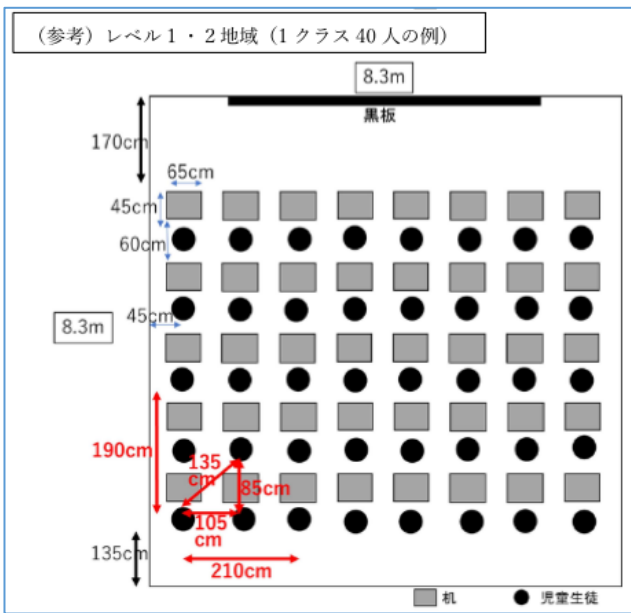
今年度は、2年生31人の担任になりました。昨年度に比べ、7人増えました。班で考えると

2班分増えたこととなります。当然、机が増えたので、視覚的に教室の狭さが伝わってきます。児童机の間隔もせいぜい40～50cm程度が実際のところで、文科省が提唱している右の座席例（児童間105cm）は、全く無理な状況です。

コロナ禍の学校生活も、3年目になりました。「黙食」「換気」「3密を避ける」など、感染対策は継続中ですが、感染または濃厚接触者ゼロという日は未だありません。全校で必ずといっていいほど最低1人はいずれかに該当していて、出席停止扱いになっています。世の中の人

このように、コロナ対策の面でも、学習指導などの日常の教育実践の面でも、子ども的人数は20人前後が適正人数ではないでしょうか。いま、少子化傾向を見込んで、学校には統廃合の波が押し寄せています。現状のままで学校・教室の改修に多額の税金をかけることができない（かけたくない？）ので、せっかくだから「義務教育学校」への改編も進んでいます。札幌市では、小中一貫教育を目指すとして、児童・生徒数約800人規模の義務教育学校の令和8年度開校に向け、着々と準備を進めています。また、釧路市では、教育長が市内全小中学校を義務教育学校にすると発言しています。

私たちが望む「ゆきとどいた教育」というものはどのような教育なのでしょう。これも実にいろいろなエッセンスが入ってきます。どの子ども学ぶ権利を有しており、それを保障する教師や学校があり、またそれらを支えるための条件整備を教育行政が担っているはず。いまこそ、少人数学級の実現は地方自治体任せにするのではなく、国が責任をもって実現すべきです。「教育」という言葉を語る時、その人の立ち位置によって実に様々なとらえ方、表現の仕方が様々あるのではないのでしょうか。先行き不透明なこの先の未来を生きていく子どもたちにとって、世界のビジネス界を渡り歩くことのできる力を身に付けることが「教育」なのか、それとも、知・徳・体のバランスをとり、豊かに自分の人生を歩んでいく力を身に付けることの「教育」なのか。それとも、多様性を認めながら人々と力を合わせ、平和をつくることを通して人生を実現していく力を育む「教育」なのか。それとも（OR）ではなく、そして（AND）でつなぐ中に、これからの「教育」の方向性が見えてくるのではないかと、私は考えています。



学校における新型コロナウイルス感染症に関する 衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver.8）より

の動きも活発化し、子どもは家族を介して感染しているようです。教室で感染が広がったというケースは幸いにもありませんが、ここから感染したと明言できるものは何もありません。

## いま、子ども・子育てに何が求められているか

### 一子ども期の保障と子ども観・子育て観の問い直し

谷 光 （代表世話人、子どもの権利委員会）

4月24日、さっぽろ子ども・若者白書発刊記念の集い第4弾その2「子ども・若者の声を聴こう〈幼児・学童期〉」を開催しました。

増山均さんに上記のテーマで講演していただきました。残念ながら紙面でその全体をお知らせできません。谷が聞き取った内容について感想を交えて報告させていただきます。

#### 31条ムーブメント宣言

増山さんは講演のまとめで、自からも先頭になって活動している「31条の会」の31条ムーブメント宣言を紹介し、締めくくっていました。

①ゆっくりしてもいいんだよ いっぱい遊んでいいんだよ

②失敗してもいいんだよ やりなおしていけばいいんだよ

③自分たちできめていいんだよ 主役は子どもたちなんだよ

ということを、当たり前雰囲気として教室に、そして地域社会にあふれるようにしていかなければならない。

31条ムーブメント宣言は、《子どもの文化権（31条）》は「子ども時代」を豊かにするための基盤です。コロナ禍の中でも、豊かな「子ども時代」を実現しましょう。

1. 勝ち負けばかり考えていると、子どもの時間がうばわれる！

2. 子どもは休まないといわれる。何もしない時間もだいじ！

3. 遊びは子どもの主食です！

4. 文化・芸術はいのちと育ちの活力源です！

5. 日本社会に《子どもの文化権(31条)》の確立を！

この宣言は全ての大人に向けてのメッセージで、今回の講演を貫いているテーマでもある

と感じました。

では、当日のレジュメに沿って講演を振り返ってみます。



#### 1 「子ども時代」は二度と来ない—「with コロナ」でなすべきこと

国立成育医療センターの調査を紹介し、コロナ禍で様々な制約のある中で、子どもたちが求めていることは①友だちと会いたい②思いっきり遊びたいということ、「after コロナ」を待たせるのではなく、「with コロナ」の取り組みこそ大切にすることが重要との提起がありました。

#### 2 つながることを止めない—オルタナティブかつ創造的な解決策の模索を

「with コロナ」の取り組みとは、上に掲載したポスターに書かれているように、「何ができるか、どうしたらできるかを子どもたちと一緒に考え「止めない」選択をしようということ」です。

それは、国連子ども権利委員会の「コロナパンデミックに向けての緊急声明(2020.4.8)の、「子どもの権利に及ぼす影響を多面的に考慮すべき」と提起と重なるものだということです。緊急声明では最初の配慮事項として、「休息・余暇・レクリエーション及び文化的・芸術的活動」を享受する権利を掲げ「野外活動(少なくとも1日1回)を実現すべきとし、31条の原実現のために「オルタナティブかつ創造的な解決策を模索すること」を求めています。

しかし、日本では「学びを止めない」と学びの確保のみが強調され、遊びについてはほとんど顧みられなかった。コロナ禍で子ども自身が生活と発達の主人公としてコロナ禍に主体的に立ち向かっていくためには、①まず何よりも子どもの声が聴かれることに取り組みの決定に参加すること、参加していると実感できることにポイントがあることが示されているということです。

札幌子ども・若者白書と刊行記念の一連の取り組みが大切にしている「子どもの声を聴く」ことの重要性を改めて確認できた提起でした。一方、「取り組みの決定に参加すること」を様々な分野、とりわけ学校での課題として追求することの必要性を痛感しました。

### 3 学校の一斉休校の教訓—学校が持つ総合的権利保障の役割

コロナ禍でおこなわれた様々な調査での子どもの困りごとの第1は「友だちに会えないこ

と」第2は「思いっきり外で遊べないこと」で、その間、大人の側からは「授業の遅れ」「学力の遅れ」を心配する声が多かったことから、子どもの思いとのズレはどこから来ているのか、問われていたのは「子どもにとっての学校とは何か」ではないかという提起でした。学校には、保健室や給食があり、子どもの福祉を守る場である。特に虐待的・放任的な環境にいる子どもにとっては保護機能を持つ「安全地帯」である。また、校庭や体育館や図書館があり、子どもの遊びや仲間やスポーツ・文化を通じて子どもの発達と文化を保障する場所でもあると、子どもにとっての学校を総合的に捉え直すことを強調していました。

### 4 子どもの権利を多面的・複眼的に捉える。権利の総合的保障のために

増山さんは、「私は教育の研究者だが、今の日本では『教育』という概念が強すぎると思っています」と述べ、子どもの発達・育ちに必要な6つの権利・6つの育 ①生存権 療育、②生活権 養育、③学習権 教育 ④文化権 遊育、⑤更生権 甦育、⑥自治権・参加権 治育と子どもの権利を多面的・複眼的に捉えることの必要性を強調しました。(詳しくは、増山さんの著書「子どもの尊さと子ども期の保障」などを是非読んでください)

こうした提起はさっぽろの白書の第4弾までの一連の取り組みで紹介された学童保育や地域で様々な活動している皆さんから報告された豊かな実践から学び、学校を相対化して見ること、今一度、学校が本来持っている総合的機能に目を向け「子どものための学校を蘇らせること」が今こそ大切なのではないかということをも改めて考えさせられた講演でした。

## 「まおい学びのさと小学校教育の思い、めざすもの」

特定非営利活動法人まおい学びのさと 代表理事

細田 孝 哉

子を授かったとき、親は初めから親なのでしょうか？戸惑い、悩み、気づき、喜び、感動、親が子どもを育てるといふより、子の成長が親を親にしてくれるのかもしれない。そのプロセスこそが醍醐味、人生の妙、愛おしいものなのではないでしょうか。学齢期になるとそれを学校教育に外注してしまっただけで成績数値や偏差値という「格付け」を経て「学歴」という結果をめざすものだという「社会常識（偏見）」のなんと根強いことでしょうか。子育て、いや子育てを慈しみたい、親が学校スタッフとともにそれを味わい大事にしたいという教育の原点「まずは子どもたちを幸福にしよう、すべてはそのあとに続く」（A.S.ニール）に帰るとき、私どもの学校があります。



そこでは、子どもたちを中心に、知性の自由、感情の自由、人間関係の自由を大事にします。

子どもたちの生来の知的好奇心を生かし、学校から地域に飛び出してさまざまな体験をして、協力し合って知りたいこと・わかりたいことを探求していきます。学びの過程で、気づき・感動を味わい、感情的にも豊かに育ち、自己肯定感が育まれます。そしてそれは学校教育の始まりである小学校からでなくてはなりません。

公立小学校でもできることじゃないかと言われると、残念ながら、公立学校にはいわゆる成績評価があり、数値が子どもたちの格付として作用し、点数・成績だけが子どもたちの目標になっているのが現状です。学年が上がるにつれて、学びの感動や内容、人間関係も吹っ飛んで、成績数値だけが気になり、中学校になるとそれが高校入試のクーポン券のような意味を

持つこととなります。私たちの学校は数値評価をしません。「結果」ではなく、学びの過程で生まれるさまざまなドラマを大切に、子どもたち同士が互いの個性や力の発揮を認め合い、大人たちもそれを見守っていきます。公立では



難しい思い切った教育をデザインします。

でも、よく「世の中は競争社会だし、成績がな

ければ子どもたちは勉強しないだろ。夢みたいこと言うなよ。」という人もいます。確かに世の中には競争の側面・場面も多々ありますが、それだけでないはず。多様な人がいて、いろいろな仕事・役割で個性や能力を生かして支え合っているからこそ社会は成り立っているのではないのでしょうか。「今だけ、金だけ、自分だけ」の価値観とは違う共生を大事にする教育を考えています。私たちの学校は宿題もテストもありません。生来の知的好奇心を信頼し、刺激



的な環境を用意してあげることで、自ずと子どもたちは

学びに向かって行きます。実際に30年前に認可を受けてこのような教育実践を積み重ねてきた和歌山県の私立学校「きのくに子どもの村学園」があり、そこをモデルとしています。

時間割を、「かず」「ことば」の基礎学習と、体育・芸術系の自由選択科目のほか、約半分の



時間を「プロジェクト」という学習形態にします。「プロジェクト」は、いくつかの科目にまたがる教科横断的な体験的・協同的な探求の時間です。1～6年生まで縦割りで、年度通して所属するテーマを4種類ほどの中から1つ、一人一人が選択します。テーマは「北海道(農業)」「料理」「ものづくり」「演劇」を想定しています。たとえばテーマ「北海道」では、北の大地



の身近な生き物に触れ、その中で長沼町特有の羊に焦点を当てて探求していきたいと考えています。地元長沼町の農家に協力をいただき、飼育、毛刈り、羊毛紡ぎ、

毛織物、羊肉の輸入や加工、羊や地域の歴史、産業革命、環境問題などさまざまな分野に学びは展開します。農業は、食、人の生き方、経済社会のあり方、自然・環境問題など、世の中の縮図であり、学びの要素が豊富な生業です。

さて、学校づくりは最初であり最大の関門である北海道私立学校審議会で2021年11月30日に「まおい学びのさと小学校設置計画」が了承されました。まだ手続きとしては2022年9月末までに道庁総務部学事課に学校法人・小学校設立申請をして私学審議会の了承・認可を得なければなりません。最大の関門を越えましたので、2023年4月開校が見えています。長沼町からは2019年度で廃校になった北長沼小学校舎の無償貸与の約束をいただいています。地域に根ざした学びを大切にする、北海道にこれまでない新たな発想の学校で、共感を得た多くの皆様のご寄付で設立する「市民立」の私立小学校になります。

実は、この活動は6年ほど前から初めて動き出したものではなく、35年以上前から取り組んできた新しい学校づくり、教育運動が実を結ぼうとしているものです。1986年に北大教育学部教授鈴木秀一氏が中心となった「新しい教育を考える会」の始まりから、1990年代半ばの夕張の廃校での中高一貫の認可校をめざす

取り組み、2003年からの自由が丘月寒スクールでの教育実践、そして7年ほど前に鈴木秀一氏が亡くなったことで、不肖私が学校づくりに再び取り組む決心をいたしました。2年前には共感する人たちが集い、学校づくりと地域づくりをめざすNPO法人まおい学びのさとを設立し、学校開設まであと一步の所までまいりました。

なお、これからも学校法人・小学校設立認可という学事課の手続き・審査、私学審議会の審議のために入学児童の確保、教育課程の整備、スタッフの実践研修など、多様な取り組みが必



要です。とりわけ学校運営資金の積み上げは、認可に必要な初年度学校運営資金を最低限確保したところで、これからの校舎整備・活動充実のためにはまだまだ十分とはいえない課題です。どうか皆様にも、北海道・日本のより良き未来への種まきである新たな小学校に応援、ご協力をいただけると幸いです。

細田孝哉

1961年生まれ。北海道大学教育学部卒 札幌市中学校教員12年間(3校)、北海道札幌清田高校教員18年間(途中北海道教育大学大学院修了、グローバルコース長として国際理解教育を推進)、市立札幌山の手支援学校教員7年間、定年退職後2022年4月から旧北長沼小学校校舎で「まおい学びのさと小学校」開校準備中



# 【事務局からのお願い】

## ○「メールアドレス」の登録をお願いします。

コロナ感染の収束がなかなかすすまない状況もあり、今年度は「オンライン」での学習会なども多くなります。

オンラインでの学習交流やお知らせ・情報提供などをすすめるために、会員のみさんから「メールアドレス」を登録していただければと思います。

登録するために、

「空メール」でも構いませんので、ご氏名を掲載して、メール送信をお願いします。

道民の会のメールアドレスは、  
kodomotokyoku@gmail.com です。

右の「QRコード」を読み取ると、そのままメール送信もできます。  
どちらからでも構いません。



## ○「教育全国署名」にご協力ください

この教育署名は、みなさんご存じのとおりですが、あらためて本年度のとりくみについて、道端さんからの訴えもありました。署名用紙を2枚（10筆分）を同封しました。ご家族やご

近所・ご友人などの方々に呼びかけていただきますようお願いいたします。

集まった署名用紙につきましては、下記に送付またはお近くの連絡会の方にお渡しください。

送付先 〒060-0042  
札幌市中央区大通西12丁目  
北海道高等学校教職員センター  
3階 子どもと教育・文化 道民の会  
又は  
2階  
ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会

## ○「会員からの通信」を送ってください

皆さんのまわりで起きている「コロナ禍の子どもたち」の様子について、お知らせください。文字数は全く問いません。会報等にも掲載します。  
よろしくをお願いします。

◎ホームページ 「子どもと教育・文化 道民の会 jimdo」で検索すると、最初に出てきます。

ホームページからも、メール送信することが可能になっています。